

令和 6 年度
財務監査(定期)等結果報告書
〈第 2 回〉

上 田 市 監 査 委 員

令和6年度上田市監査基準に基づき、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査(定期)及び第2項の規定による行政監査(財務監査と併せて実施するもの)を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに公表します。

令和7年2月20日

上田市監査委員 東 方 久 男

同 土 屋 勝 浩

目 次

第1 監査の概要	4
1 監査の目的	
2 対象年度	
3 対象機関及び実施期間	
4 実施状況	
第2 監査結果	5
1 監査結果	
2 指導事項	6
No.1 上田市版内部統制基本方針の策定について（行政管理課）	
No.2 上田市仕事改革・意識改革推進本部規程の改正等について（行政管理課）	
No.3 基金のうち有価証券額面額と購入差額の処理について （財政課、市民参加・協働推進課）	
No.4 基金の有価証券に係るリスク管理について （財政課、市民参加・協働推進課）	7
No.5 重要物品（自動車）の財務規則取扱規程削除について（会計課）	
No.6 統一した耐用年数に基づく施設の維持管理について（管理課）	8
No.7 鉄道駅関連施設の適切な維持管理等について（管理課）	
No.8 財産に関する調書の正確な作成、財産区統合等の検討について （丸子地域振興課、東内・平井・西内財産区）	
3 検討事項	10
No.1 債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の管理について（財政課）	
No.2 学校給食費の公会計化等の検討について（学校保健給食課）	
No.3 入館者増加の取組について（信濃国分寺資料館、丸子郷土博物館）	11
第3 意見	12
1 意見	
No.1 小中学校の実態に即した改築等について（教育施設整備室）	
2 評価事項	13
No.1 書かない窓口への取組について（市民課）	
No.2 アプリの機能追加で利便性を図った事例について（廃棄物対策課）	
No.3 文書管理システムの導入効果について（健康推進課）	
（別表）監査実施機関一覧	14

第1 監査の概要

1 監査の目的

(1) 財務監査（定期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って適正に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査を実施しました。

(2) 行政監査（財務監査と併せて実施するもの）

また、令和 6 年度監査基本計画に基づき、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかについて監査を実施しました。

2 対象年度

令和 5 年度の執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

上田市の全部局について、令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月までの実施計画期間中、令和 6 年 11 月 12 日から令和 7 年 1 月 23 日までの間を第 2 回として実施しました。実施済み機関の一覧は、別表（P15）のとおりです。

4 実施状況

(1) 各監査の結果等を踏まえ、次の方法により監査を実施しました。

ア 実地監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

イ 書面監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(2) 一般会計・特別会計、企業会計の実施機関のうち、第 2 回として 18 機関（特会等除く）について実地監査を、27 機関については書面監査をそれぞれ実施しました。

今年度は、実地監査を 51 機関で、書面監査を 62 機関で実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指導事項が8件、検討事項が3件ありました。

いずれも監査実施機関に対し、文章により改善等を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

実施年度	指摘事項	指導事項	検討事項	合計
令和6年度 (第2回)	0	8	3	11
(第1回)	0	12	4	16
合 計	0	20	7	27

【監査結果の区分】

指摘事項 : 明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項 : 指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項 : 制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 指導事項

No.	指 導 事 項	機関名
1	上田市版内部統制基本方針の策定について	
	平成 29 年地方自治法改正により、内部統制の整備及び運用並びに監査委員による審査が法定化され、上田市には努力義務が課せられています。 令和 5 年度は行政管理課がリスク管理（内部統制）体制構築に向けた不適切事案等の取りまとめを行い、職員アンケートを実施しました。また、監査委員との共催による職員研修を行いました。 こうした取組の成果は着実に現れているものの、重要な事務ミスが発生しています。事務ミス未然防止の取組を着実に推進するため、「上田市内部統制基本方針」を策定して、内部統制制度の実施体制整備に向けた指針とされることを求めます。	行政管理課
2	上田市仕事改革・意識改革推進本部規程の改正等について	
〈行政監査〉	事務又は事業に係る不祥事への対応は、上田市仕事改革・意識改革推進本部規程によっています。同規程は、事務・事業における不祥事を未然に防止し、市民から信頼される公正な組織体制と職員倫理を確立することを目的として、副市長を本部長とする推進本部を設置し、その下に 3 つの改革チーム（仕事改革チーム、意識改革チーム、検査チーム）を置き、不祥事の実態調査、不祥事防止のための意識改革、会計処理に対する実地検査の実施等を定めています。 いずれの改革チームも事後対応に重きを置いた内容となっていますので、今後、内部統制体制の整備と合わせ、事務ミスや不祥事の未然防止を重視した規程への改正等を検討してください。	行政管理課
3	基金のうち有価証券額面額と購入差額の処理について	
	基金のうち有価証券の年度末残高について、減債基金の有価証券は額面額に依っているのに対して、地域振興事業基金は購入額に依っています。購入差額の扱いが異なっていますので統一してください。 また、債券管理簿の補助簿として債券台帳の作成を検討してください。	財政課 市民参加・協働推進課

No.	指 導 事 項	機関名
4	基金の有価証券に係るリスク管理について 令和 5 年度決算審査において、基金における有価証券運用について運用ルールの一貫化と運用管理の統制化によるリスク管理の徹底に関する意見を付しました。(『令和 5 年度上田市一般会計特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書』P13 第 3-1-(8)「基金の有価証券に係るリスク管理」参照) その後のヒアリングで次の点について確認できました。 ① 債券運用については、短期の資金需要に制約が生じる点に留意し、財政部長、会計管理者をはじめとする関係職員により、年度末に当年度の債券運用実績を確認したうえで次年度の債券運用計画を協議し、その範囲で債券購入を行うこととします。 ② また債券購入にあたっては市長、副市長、財政部長、会計管理者及び関係職員の決裁を得るものとします。 ③ 現在、債券運用の根拠として「上田市公金管理及び運用に関する基準」、「上田市地域振興事業基金の債券運用に関する申し合わせ事項」の 2 つの規程がありますが、特定目的基金に関して統一した申し合わせ事項の作成を検討し、運用を図ります。 ①から③の取組を確実に進め、適切に運用管理を行ってください。	財政課 市民参加・協働推進課
5	重要物品（自動車）の財務規則取扱規程削除について 上田市財務規則第 230 条第 1 号によれば、取得価格が 100 万円以上の自動車を重要物品と定め、同取扱規程第 51 条第 1 項において、「当該自動車の製造年月から 5 年以内のものとする」として、製造年月から 5 年を超えて使用している自動車を除いています。この結果、財産に関する調書の物品からも除かれています。登録して 28 年経過した自動車在使用（令和 6 年 6 月に廃車処分済み）されていた等、安全を考慮した管理ができているとは言えません。(令和 5 年度定期監査（第 2 回）P12 No.19 参照) 同取扱規程第 51 条第 1 項の定めを削除して、取得価格が 100 万円以上の自動車で使用中のもの全ての台数を反映させ、管理を徹底してください。固定資産の補助簿である固定資産台帳は耐用年数経過後、廃車や売却処分まで備忘価格（1 円）を付す必要があり、公有財産台帳との統一化に向けても必要です。	会計課

No.	指 導 事 項	機関名
6	統一した耐用年数に基づく施設の維持管理について	
	公共施設は耐用年数に基づき適切に維持管理する必要があります（上田市公共施設マネジメント基本方針）。 所管施設について、令和 4 年度固定資産台帳と公有財産台帳の耐用年数が異なっていました。 西上田駅南口・北口トイレ（平成 15 年建設）及び大屋駅トイレ（平成 17 年建設）の耐用年数は、固定資産台帳では 15 年で前者が 6 年、後者が 4 年超過していますが、公有財産台帳では 24 年でいずれも耐用年数に到来していません。 施設を適切に維持管理するために、台帳上の耐用年数を統一してください。（関連項目：指導事項 No.7）	管理課
7	鉄道駅関連施設の適切な維持管理等について	
	指導事項 No.6 に記載のとおり、西上田駅南口・北口トイレ及び大屋駅トイレは令和 4 年度固定資産台帳によるといずれも耐用年数を超過し、老朽化した施設の更新やバリアフリー化が必要です。例えば大屋駅男性用トイレは和式のため利用者に不便を強いています。 また、大屋駅市営駐車場は区画線が消えていて事故のリスクを抱えており、管理者として適切に維持管理できていない状況です。 駅は「まちの顔」とも言われ、市の魅力向上につながる施設です。日常点検のほか、利用者の声を定期的に聞くなどして、施設を適切に維持管理してください。	管理課
8	財産に関する調書の正確な作成、財産区統合等の検討について	
	令和 5 年度上田市各財産区特別会計決算審査意見書に以下の内容の意見を付しました。 (1) 財産に関する調書の正確な作成について 【東内財産区】 土地台帳を閲覧したところ地番と登記地積が二重に記載されているものが数件ありました。土地台帳に合計欄がなく、トータルチェックがされていません。内容を精査して集計し、財産に関する調書に記載された土地（地積）1,033,528.13 m²と照合してください。 【平井財産区】 土地台帳に合計欄がないため、登記地積を集計したところ、（同一地番同一地積の記載分を除く）668,011.09 m²となり、財産に関する調書に記載された土地（地積）710,093.14 m²と 42,082.05 m²だけ差異があります。原因を精査されて一致するようにしてください。	丸子地域振興課 （東内・平井・西内財産区）

No.8 の つ づ き	【西内財産区】 土地台帳に合計欄がなく、トータルチェックがされていません。内容を精査して集計し、財産に関する調書に記載された土地（地積）896,916.95㎡と照合してください。 公有財産（1）土地及び建物の区分に山林 896,916.95㎡と記載されています。土地台帳によれば地目に原野や保安林が含まれていることから区分記載してください。なお、現況が山林であれば、内容が理解できるように表を見直しされて説明を加える等、明瞭表示してください。 【各財産区共通】 山林について、立木の推定蓄積量の令和5年度増減及び年度末現在高がゼロとなっています。長野県が管理している森林簿の写しを参考とするなど実態に即した立木の推定蓄積量を記載してください。 （2） 財産区統合等の検討 【各財産区共通】 丸子地区の財産区は東内、平井、西内と3つに分かれています。いずれも上田市の丸子地域振興課が兼務して各財産区の事務を処理し、歳入歳出決算書を作成して監査委員の審査に付し、各財産区議会の議決を経ているため、本来の目的である当該財産区の住民の福祉増進のための管理が円滑に行えているか懸念されます。 松食い虫被害対策として伐倒燻蒸を実施することや、間伐、植林、森林作業道の整備、松茸山公売増収等の長期的展望に立った山林の育成と管理を行うには、3つの財産区の統合や上田市へ統合（財産処分）することにより事務の効率化や上田市の住民の視点から福祉増進が期待されることから検討してください。 丸子地域振興課は、上記（1）について、各財産区が適切な事務処理を進められるよう指導してください。また、（2）について上田市への統合を視野に入れ、関係各課と協議しながら検討事項について進捗が図られるように適切な管理を行ってください。丸子地域の振興につながることを期待します。	
-------------------------------------	---	--

3 検討事項

No.	検 討 事 項	機関名
1	債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の管理について	財政課
	令和 6 年度に実施した決算審査において予算で議決された債務負担行為限度額について、5 年度支出額と 6 年度以降の支出予定額を審査したところ、一部記載漏れ等があり、訂正を求めました。 債務負担行為とは「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為を指す」とされ、予算で定めておかねばなりません。 過年度に債務負担行為をしているものについては重ねて債務負担行為を設定する必要はありませんが、予算に関する説明書のうち、債務負担行為に関する調書の提出が求められています。 調書の正確性を期すため、年度末限度額の設定額と実行額、前年度末までの支出額と当年度支出額並びに翌年度以降の支出予定額を区分し、所管部局、事項別に分類して管理することを検討してください。	
2	学校給食費の公会計化等の検討について	学校保健給食課
	上田市の小中学校は、学校給食費の徴収事務について各学校の教職員が担っています。収入は私会計とされ一般会計に計上されていません。 教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、透明性の向上等の効果が見込まれるとして、文部科学省は令和元年 7 月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表して徴収・管理業務を他の収入事務と同じく地方自治体が自らの業務とし、公会計化（一般会計の歳入とすること）を推進するよう通知しています。 令和 5 年 8 月 31 日に公表された全国の学校給食を実施している教育委員会を対象にした調査によると、公会計化等を実施している自治体 519 団体（34.8%）と準備・検討している自治体 454 団体（30.4%）の合計は 65.2% となり、前回調査から 3%増加したと報告されています。 情報システムの導入や運用コスト、人員確保等の課題はありますが、ガイドライン公表から相当期間経過したことに伴い、情報システムの標準化によるコスト低下の状況や同規模自治体の先行事例の実態調査等を実施され、学校給食費の公会計化等の検討を求めます。 内部統制が図られ、収入未済の管理が一般会計と同じになることから債権管理室との連携や監査委員の財務監査（定期）の対象となることで会計の透明性が向上することも大切です。	

No.	検 討 事 項	機関名
3	入館者増加の取組について	
	2 館の令和 5 年度の入館者数は次のとおりで、決して多い人数とは言えません。 ・ 信濃国分寺資料館・・・2,936 人（9.8 人/日） ・ 丸子郷土博物館・・・330 人（1.1 人/日） 信濃国分寺資料館は国分寺関係資料と上田小県地域の原始・古代を、丸子郷土博物館は丸子地域の考古・近代（製糸業）を中心として、それぞれ特徴を生かし企画展等事業を実施していますが、合併以前からの地域性によった内容となっています。 展示目的別に各館の役割の見直しが必要と考えます。例えば、信濃国分寺資料館は原始・古代、丸子郷土博物館は製糸業を中心とした近代、その間をつなぐ時代を市立博物館が担当するなど各館が全市をカバーした時代区分によった役割に再編することも一案です。令和 8 年、上田市誕生 20 年を迎えるにあたり、「地域の宝」を守り、発信する積極的な取組によって郷土への愛着や誇りを育てる拠点となることを期待します。	信濃国分寺資料館 丸子郷土博物館



第 3 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は以下のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、著しい事業の前進がみられたものや、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を「2 評価事項」として掲載しましたので、参考にしてください。

1 意見

No.	意 見	機関名
1	小中学校の実態に即した改築等について 上田市公共施設マネジメント基本方針（令和 4 年 11 月改訂）によれば「公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使います」と公共施設 5 原則の 2 で記載されています。 用語解説で耐用年数は建物寿命と同義で更新（建替え）の目安として一般財団法人日本建築学会で示されている標準的な目標耐用年数としての代表値が 60 年とされており、当市もこの考え方に基づいているとされています。 これに対して、上田市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月）によれば「改修等の基本的な方針」として、「学校施設の目標使用年数を概ね 80 年と定め、施設を長期間適正に使用できるよう、概ね 20 年ごとに必要な施設改修を行うこととします。」としています。 固定資産台帳は民間と同じく財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められた耐用年数 47 年を採用しています。 小中学校の耐用年数について 80 年・60 年・47 年と 3 つの耐用年数が示されています。 方針や計画、台帳の背景や趣旨は理解できますが、建物寿命が近くなり、更新（建替え）等が必要と思われる校舎について、財務監査（定期）結果において記載したとおりであり、実態に即した更新等が行われることを期待します。	教育施設整備室

2 評価事項

No.	評 価 事 項	機関名
1	書かない窓口への取組について 住所変更に伴う転入、転出、転居届（異動届）について、従来は市民の方が異動届を記載する必要がありましたが、異動受付支援システムを導入し、職員が異動届をシステムを用いて作成するため、市民の方が異動届を記載する必要がなくなりました。そのため、転入・転居で 10 分、転出で 5 分の短縮を図ることができました。 これにより、受付完了後、従来は職員が住民記録システムへの入力を行っていましたが、住民記録システムに自動入力され、職員の負担も軽減されました。 市民の利便性の向上及び業務の効率的遂行が図られたことを評価します。今後も、市民満足度の更なる向上に向けて、積極的な取組を続けていくことを期待します。	市民課
2	アプリの機能追加で利便性を図った事例について 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」において、電話での問い合わせが多い「ごみ集積所」や「資源物回収所」を地図データに落とし込む等の検索機能を追加することで、市民の利便性の向上を図りました。 すでに、市ホームページや、広報うえだ、環境うえだ、単身世帯向けに賃貸住宅紹介業者等で周知していますが、今後は転入手続の際にも転入者にインストールを促す等、効果的な周知方法も検討していると伺っています。ニーズを捉えた事業展開で、市民サービスの向上につなげた取組を評価します。	廃棄物対策課
3	文書管理システムの導入効果について 上田市は令和 2 年度に文書管理システムを導入し、公文書の作成、決裁、公文書館への引継、廃棄まで電子化し運用しています。 出先機関での監査において導入効果が確認できる事例がありました。 健康推進課は所属職員が 100 名を超す大所帯で、課内の文書決裁は紙媒体時で 1 週間かかっていたものが、電子決裁移行により複数同時処理が可能となり早ければ 1 日で完了するなど決裁時間の大幅な短縮による業務の効率化、迅速化につながりました。本庁等の関係部署や理事者等への決裁においても同様の効果があると伺いました。 こうした効果等は全庁的にも同様のものと推察されます。今後も ICT の活用等による業務の効率化等を進め、市民サービスの向上につなげる取組に期待します。	健康推進課

(別表)監査実施機関一覧

1 実地監査 (第1回)

監査実施機関名	監査年月日
第六中学校 ※	令和6年2月27日
神科小学校 ※	令和6年6月20日
高齢者介護課	令和6年7月9日
介護特会 ※	
障がい者支援課	令和6年7月9日
福祉課 ●	令和6年7月9日
学校教育課	令和6年7月11日
契約検査課	令和6年7月11日
住宅政策課	令和6年7月18日
財産活用課	令和6年7月18日
土地特会 ※	
収納管理課	令和6年7月30日
債権管理室	令和6年7月30日
財政課 ●	令和6年8月6日
上田市立美術館	令和6年8月22日
丸子・武石上下水道課	令和6年10月3日
丸子産業観光課	令和6年10月3日

監査実施機関名	監査年月日
農業政策課	令和6年10月8日
森林整備課	令和6年10月8日
政策企画課 ●	令和6年10月10日
商工課 ●	令和6年10月10日
市立博物館	令和6年10月10日
信濃国分寺資料館 ※	令和6年10月17日
下水道課	令和6年10月17日
上水道課	令和6年10月17日
真田産業観光課	令和6年10月29日
真田地域振興課 ●	令和6年10月29日
経営管理課 ●	令和6年10月29日
丸子郷土博物館 ※	令和6年10月31日
公文書館(総務課) ※	令和6年10月31日
丸子地域振興課 ●	令和6年10月31日
丸子地域教育事務所	令和6年10月31日
都市計画課	令和6年11月5日
スポーツ推進課	令和6年11月5日
文化政策課 ●	令和6年11月5日

(注)

● 印箇所は部局の主管課監査に合わせて部長等に同席を求めて実施した機関を表します。

※ 印箇所は機関の監査時に特別会計及び出先機関等を合わせて実施したことを表します。

本一覧は、協議中の機関も含みます。

2 書面監査 (第1回)

監査実施機関名
秘書課
危機管理防災課
櫓復元推進室
学園都市推進室
広報課
DX推進課
税務課
点字図書館
選挙管理委員会事務局
議会事務局
公平委員会

監査実施機関名
上下水道基盤強化対策室
(水道)サービス課
浄水管理センター
地域雇用推進課
農地整備課
丸子地域農地整備事務所
真田地域農地整備事務所
武石地域農地整備事務所
農業委員会事務局
丸子市民サービス課
真田市民サービス課
会計課

監査実施機関名
国民スポーツ大会準備室
上田文化会館
丸子文化会館
観光シティプロモーション課
交流文化芸術センター
上田城跡整備室
交通政策課
建築指導課
建築課
丸子地域建設課
真田地域建設課
武石地域建設課

3 実地監査（第1回） 追加記載 ※

監査実施機関名	監査年月日
東内財産区	令和6年 9月 24日
平井財産区	
西内財産区	
別所温泉財産区	令和6年 9月 26日

監査実施機関名	監査年月日
浦里財産区	令和6年 9月 26日
下室賀財産区	
上室賀財産区	
長財産区	令和6年 9月 26日
武石財産区	令和6年 9月 26日

※ 例年財産区も財務監査(定期)の対象機関(特会)として

監査を実施しておりますが、今回の監査結果で指導事項としたため、改めて実施機関として表します。

4 実地監査（第2回）

監査実施機関名	監査年月日
教育施設整備室	令和6年 11月 12日
生涯学習・文化財課	令和6年 11月 12日
土木課	令和6年 11月 12日
消防総務課 ●	令和6年 12月 12日
管理課 ●	
駐車場特会 ※	
国保年金課	令和6年 12月 12日
国保特会 ※	
後期高齢者特会 ※	
情報システム課	令和6年 12月 17日
行政管理課	令和6年 12月 17日
総務課 ●	令和6年 12月 17日

監査実施機関名	監査年月日
市民課	令和6年 12月 19日
市民参加・協働推進課 ●	令和6年 12月 19日
環境政策課 ●	令和7年 1月 14日
武石地域教育事務所	令和7年 1月 16日
武石産業観光課	令和7年 1月 16日
武石地域振興課 ●	令和7年 1月 16日
保育課	令和7年 1月 21日
健康推進課 ●	令和7年 1月 21日
教育総務課 ●	令和7年 1月 23日

(注)

● 印箇所は部局の主管課監査に合わせて部長等に同席を求めて実施した機関を表します。

※ 印箇所は機関の監査時に特別会計及び出先機関等を合わせて実施したことを表します。

5 書面監査（第2回）

監査実施機関名
移住交流推進課
人権共生課
城南解放会館 ※
塩田解放会館 ※
塩田地域自治センター
川西地域自治センター
豊殿地域自治センター
資源循環型施設建設関連事業課
廃棄物対策課
ごみ減量企画室

監査実施機関名
地域医療政策室
子育て・子育て支援課
武石市民サービス課
武石診療所(特会) ※
学校保健給食課
第一学校給食センター
第二学校給食センター
丸子学校給食センター
監査委員事務局

監査実施機関名
中央公民館
西部公民館
城南公民館
上野が丘公民館
塩田公民館
川西公民館
真田地域教育事務所
上田図書館
上田情報ライブラリー
丸子図書館
真田図書館

